

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
7月3日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八條第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定 (環境政策課)……………四
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定 (環境政策課)……………四
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路建設課)……………四
 - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正 (物品管理課)……………五
- 公告
 - 一般競争入札の実施 (道路建設課)……………五
- 人委公告
 - 令和二年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施……………八
 - 令和二年度山口県警察官 (男性) 採用(A)試験 (第二回) の実施……………一三
 - 令和二年度山口県警察官 (男性) 採用(B)試験の実施……………一五
 - 令和二年度山口県警察官 (女性) 採用(A)試験 (第二回) の実施……………一八
 - 令和二年度山口県警察官 (女性) 採用(B)試験の実施……………二〇
- 選管告示
 - 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………二二
 - 不在者投票のできる介護医療院の指定……………二二
- 公安委告示
 - 警備員等の検定の実施……………二三

山口県告示第二百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第八條第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年七月三日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部市
住 所 宇部市神原町一丁目八番三号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 中山浄水場
所在地 宇部市大字中山二三五番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第八十八号) 別表第一第六十四号の二の水道施設、工業用水道施設又は家用工業用水道の施設のうち、浄水施設である沈んでん施設及びろ過施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の構造及び特定施設の使用の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目		構造	使用の方法
	変更前	変更後		
六四の二 イ	能力	五、一、二、四 (m ³)	工事着手 年月日 工事完成 年月日 使用開始 年月日	使用の間隔 時 一日当たりの使用時間 二、四時間 季節的変動の概要 変動なし

No. 4 排 水 口	変更後		変更前		No. 3 排 水 口	変更後		変更前		No. 2 排 水 口	変更後		変更前		No. 1 排 水 口	変更後		変更前		排 水 口	項目	
	七・七	八・五	六・五	八・五		七・七	八・五	六・五	八・五		六・五	七・七	八・五	六・五		八・五	六・五	七・七	八・五			六・五
																					通	水素イオン濃度 (水素指数)
																					常	
																					最	
																					大	
																					通	化学的酸素要求量 (mg/l)
																					常	
																					最	
																					大	
																					通	浮遊物質量 (mg/l)
																					常	
																					最	
																					大	
																					通	鉍油類 (mg/l)
																					常	
																					最	
																					大	
																					通	窒素 (mg/l)
																					常	
																					最	
																					大	
																					通	リン ² (mg/l)
																					常	
																					最	
																					大	
																					通	排水の一日当たりの量 (m ³)
																					常	
																					最	
																					大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	六四の二一〇		六四の二一〇 (二基)		六四の二一〇 (四基)	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	〃	〃	〃	〃	〃	七・七
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	二・二	一	二・二	一	二・二	一
	一〇	二	一〇	二	一〇	二
	〃	〃	〃	〃	〃	一
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〇・八
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇二
	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〇	七〇〇	〇	七〇〇	〇	七〇〇
	四、五〇〇	一、三〇〇	四、九一四	一、三〇〇	九、三四二	一、三〇〇
						一五、六六〇
						一、三〇〇

No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 6 排水口		No. 5 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七・七		七・五		七・一		七・七	
八・五	六・五	八・五	六・五	八・五	六・五	八・五	六・五
二・二		一九・二		一・八		二・二	
一〇		四〇		一〇		一〇	
一		八		四		一	
五〇		五〇		五〇		五〇	
検出せず		検出せず		検出せず		検出せず	
〇・八		一四・二		〇・九		〇・八	
一〇		三〇		一〇		一〇	
〇・〇二		一・四九		検出せず		〇・〇二	
二		三		二		二	
〇		一		一一六		〇	
一九・六		一・二		一、二〇〇		一九・六	

山口県告示第241号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年七月三日

山口県知事 村岡 副政

- 一 要措置区域
山口市野田字野田一七二の五の一部及び同市八幡馬場字八幡馬場五三の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

山口県告示第242号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年七月三日

山口県知事 村岡 副政

- 一 形質変更時要届出区域
山口市野田字野田一七二の五の一部及び同市八幡馬場字八幡馬場五三の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

山口県告示第243号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九〇号道路改良（雲雀山トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年七月三日

山口県知事 村岡 副政

- 一 一般国道四九〇号道路改良(雲雀山トンネル)工事
 (一) 工事場所 美祢市美東町絵堂字式反田川東及び萩市大字明木字仏木地内
 (二) 工事の概要

工法	延長	道路幅員
ナトム工法	六一九・五メートル	一三・五メートル(車道七・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 2 出資比率が二十パーセント以上であること。
 (二) 共同企業体の代表者の令和二年七月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が千二百五十以上であること。
 (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
 (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第 三百八十一号)四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 1 共同企業体協定書の写し
 2 総合評定値通知書の写し
 3 特定建設業の許可通知書の写し
 4 委任状
 (二) 申請書等の提出方法
 持参し、又は郵便により提出するものとする。
 (三) 申請書等の提出場所

宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号
 申請書等の提出期限

令和二年七月二十八日 午後五時十五分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 令和二年八月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所(電話〇八三六一二一七二二五)にすること。

山口県告示第二百四十四号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)の一部を次のように改正する。

令和二年七月三日

山口県知事 村岡 政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ネットワークパソコン」を「ネットワークパソコン用ソフトウェアライセンス 指導者用タブレットパソコン 学習者用タブレットパソコン 学習者用タブレット端末」に改める。



(一五三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年七月三日

山口県知事 村岡 政

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事項

- (一) 一般国道四九〇号道路改良(雲雀山トンネル)工事
- (二) 工事場所
美祢市美東町絵堂字式反田川東及び萩市大字明木字仏木地内
- (三) 工事の概要

工法	延長	道路幅員
ナトム工法	六一九・五メートル	一三・五メートル(車道七・〇メートル)

- (四) 工期
この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約二十五箇月間
- (五) その他
この工事は、契約締結後に施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)を受け付けるVE方式の工事である。
- 二 工事概要書及び入札説明書等の配布
- (一) 場所
山口県入札情報ポータルサイト
- (二) 日時
令和二年七月三日から同年十月二日まで
- 三 入札参加資格
入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和二年山口県告示第二百四十三号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 政令第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
 - 2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

- 3 令和二年七月三日から同年十月二十三日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けないこと。
- 4 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第一項の経営事項審査を受けている者であること。
- 5 共同企業体でないこと。
- 6 本工事のうち契約担当者が指定する部分に係る見積書を提出した者であること。
- (三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 元請負人又は共同企業体の代表者としてナトム工法による道路トンネル工事(平成十七年四月一日から令和二年七月三日までの間に完成したものに限り、)を施工した実績を有していること。
 - 2 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、直接的かつ恒常的な雇用関係(告示三(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書の提出の日(以下「提出日」という。)以前に三月以上)があり、かつ、ナトム工法による道路トンネル工事(平成十七年四月一日から令和二年七月三日までの間に完成したものに限り、)の施工管理に従事した経験を有する者を本工事の工事現場に専任で配置できること。
 - (四) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 元請負人又は共同企業体の構成員としてナトム工法による道路トンネル工事(平成十七年四月一日から令和二年七月三日までの間に完成したものに限り、)を施工した実績を有していること。
 - 2 建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)で、直接的かつ恒常的な雇用関係(提出日以前に三月以上)があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。
 - (一) 場所
設計図書の縦覧及び配布
 - (二) 日時
山口県入札情報ポータルサイト
令和二年八月二十一日から同年十月二日まで

五 契約条項を示す場所

宇部土木建築事務所

六 入札の方法

この入札は、政令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。

七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

宇部土木建築事務所

(三) 受領期限

令和二年九月十四日午前九時から同月十六日午後四時三十分

八 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号 山口県宇部総合庁舎三階入札室

(二) 日時

令和二年十月五日午前九時

九 入札保証金

免除する。

十 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十一 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際の評価の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者とならない。

- 1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合
 - 2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百十を乗じて得た値に満たない場合
 - 3 入札金額によつては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると知事が認める場合
- (二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

十三 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否 要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2、3及び7に掲げる書類)を令和二年七月二十八日午後五時十五分までに宇部土木建築事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和二年八月二十日までに発送する。

- 1 誓約書
 - 2 工事の施工実績について記載した書類
 - 3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類
 - 4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
 - 5 総合評定値通知書の写し
 - 6 特定建設業の許可通知書の写し
 - 7 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面
- (五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電

子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)をすることが出来る。この場合において、当該提案を適当と認めたときは、設計図書を変更することにも、必要があると認めたときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、宇部土木建築事務所(電話〇八三六二二一七二二五)に問い合わせる。

十四 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Road Construction Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-nachi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (2) Name of construction : Roadway Improvement Work on National Route 490 (Hibari-yama Tunnel)
- (3) Outline of construction : Road tunnel construction using New Austrian Tunneling Method (NATM), length: 619.5 meters long, width: 13.5 meters long (Roadway width: 7.0 meters long)
- (4) Place of construction : Aza Nibandakawahigashi, Edo, Mitou-cho, Mine City, and Aza Hotokegi, Oaza Akiragi, Hagi City
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Ube Public Works and Construction Office, 1-1-50 Kotoshiba-cho, Ube City
- (6) Time-limit for tender : 4:30 P.M. September 16, 2020

別表

評価項目	評価の基準	配点	換算値	
技術的能力等の条件	高度な技術の提案	「覆工コンクリートの耐久性向上」に関する技術提案について、3段階で評価する。 上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	3/6
	施工上配慮すべき事項	「トンネルの地山安定」に関する技術提案について、3段階で評価する。 上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
	同種の工事の施工実績の有無	施工上特に配慮すべき事項を示し、その理由及び当該事項についての技術的な所見が記載され、かつ、その内容が適切であること。	4点	
	ISO9001の認証の取得の状況	共同企業体の代表者が平成17年4月/日から令和2年7月3日までの間に同種の工事を施工した実績を有していること。	2点	
	ISO14001の認証の取得の状況	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO9001の認証を取得していること。	1点	
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO14001の認証を取得していること。	1点	
	標準見積書の活用	共同企業体の構成員のいずれかが労働安全マネジメント等の認証を受けていること。	1点	
	監理技術者の有する資格	全ての下請契約(二次下請以降のものを含む。)において標準見積書を活用すること、又は下請契約がないこと。	1点	
	監理技術者の施工経験の有無	監理技術者が一般土木施工管理技術士又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	1点	
		監理技術者が平成17年4月/日から令和2年7月3日までの間に同種の工事に従事した経験を有していること。	2点	



公 告

令和二年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施

令和二年度山口県職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和二年七月三日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察事務	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
土木	二人程度	知事部局（主として農林水産部及び土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（農林水産事務所、土木事務所等）における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
電気	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
小・中学校事務	十五人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

- (一) 平成十一年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者が受験できます。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 1 日本の国籍を有しない者（電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）
 - 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

他の団体を結成し、又はこれに加入した者
試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験（土木、建築、林業及び電気の試験職種に限る。）

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

令和二年九月二十七日（日曜日）

(1) 事務、警察事務及び小・中学校事務

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時まで

(2) 土木、建築、林業及び電気

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時まで

専門試験 午後一時から午後三時まで

3 場所

下関市 東亜大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験
表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行

2 日時及び場所
います。

(1) 作文試験及び適性検査

日時 令和二年十月十七日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 令和二年十月十九日(月曜日) から同月三十日(金曜日) までの間

で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年十月六日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年七月三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年七月三日（金曜日）から同年八月二十一日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年八月二十一日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込み

(五) インターネットを利用する方法により受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年七月三日（金曜日）午前九時から同年八月十四日（金曜日）午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
土木	数学 物理学 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工
建築	数学 物理学 情報技術基礎 建築構造設計 建築構造 建築計画 建築法規 建築施工
林業	森林経営 森林科学 測量 林産物利用
電気	数学 物理学 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子計測制御 電子技術 電子回路 通信技術 電子情報技術

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務	

小・中学校 三人程度 市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

(一) 昭和四十五年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）
- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時
令和二年九月二十七日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

- 3 場所
山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
(1) 作文試験
表現力、構成力等について試験を行います。
(2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

います。

2 日時及び場所

(1) 作文試験及び適性検査

日時 令和二年十月十七日(土曜日)
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 令和二年十月二十五日(日曜日)又は同月二十六日(月曜日)のい
づれかで、山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合には、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年十月六日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知し

ます。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十六歳で高等学校を卒業した後に職務の経験を有していない場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級二十七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年七月三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「就職水河期世代受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「就職水河期世代受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年七月三日（金曜日）から同年八月二十一日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年八月二十一日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年七月三日（金曜日）午前九時から同年八月十四日（金曜日）午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。

公 告

令和二年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）の実施

令和二年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。

令和二年七月三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

区分	採用予定人員
一 般	十三人程度
武道指導	一人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区分	受 験 資 格
一 般	昭和六十二年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者 昭和六十二年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限り 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道優勝大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの
武道指導	1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道優勝大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 日時
令和二年九月二十日（日曜日）
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後零時三十分まで
- 場所
下関市 下関市内
山口市 山口県立大学

(二) 岩国市 山口県民文化ホールいわくに
第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 実技試験(武道指導に限る。)

武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。

(4) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(5) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

令和二年十月二十四日(土曜日)に山口市で行います。

(2) 体力検査

令和二年十月二十六日(月曜日)又は同月二十七日(火曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験及び実技試験

令和二年十月二十七日(火曜日)から同年十二月一日(火曜日)までの間で

五 配点

山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年十月五日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委

員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年七月三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付して下さい。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入して下さい。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照して下さい。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年七月三日(金曜日)から同年八月二十一日(金曜日)まで(日曜日及び

土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年八月二十一日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年七月三日(金曜日) 午前九時から同年八月十四日(金曜日) 午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせして下さい。

公 告

令和二年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

令和二年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和二年七月三日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	五十二人程度
東京都 大阪府	四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受験資格
山口県	昭和六十二年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた男性(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
東京都	昭和六十年九月二十二日から平成十五年四月一日までに生まれた男性(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
大阪府	昭和六十二年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた男性(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時

令和二年九月二十日(日曜日)
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後零時まで
- 3 場所

下関市 下関市内
山口市 山口県立大学
周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。
なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

す。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

令和二年十月二十四日(土曜日)に山口市で行います。

(2) 体力検査

令和二年十月二十六日(月曜日)、同月二十七日(火曜日)、同月三十一日(土曜日)又は同年十一月一日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和二年十一月二日(月曜日)から同年十二月一日(火曜日)までの間で山

山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、令和二年十月五日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、令和二年十一月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、令和二年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、東京都及び大阪府の合格者については、令和三年二月中旬までに当該都府から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年七月三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体上の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し

ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年七月三日(金曜日)から同年八月二十一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年八月二十一日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年七月三日(金曜日) 午前九時から同年八月十四日(金曜日) 午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和二年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

令和二年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

令和二年七月三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

三人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十二年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第

二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和二年九月二十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 下関市内

山口市 山口県立大学

岩国市 山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

令和二年十月二十四日(土曜日)に山口市で行います。

(2) 体力検査

令和二年十月二十六日(月曜日)又は同月二十七日(火曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和二年十月二十七日(火曜日)から同年十二月一日(火曜日)までの間で

山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年十月五日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年七月三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一
号(郵便番号七五三―八五〇―一))に請求してください。郵便で請求する場合は、
封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼っ
た宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十
四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を
明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、
必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し
ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ
い。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職
員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参
照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年七月三日(金曜日)から同年八月二十一日(金曜日)まで(日曜日及び
土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す
る休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年八月二十一日までの消印のあるものに限りま

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年七月三日(金曜日)午前九時から同年八月十四日(金曜日)午後五時
まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四
七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合
わせてください。

公 告

令和二年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

令和二年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和二年七月三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

十四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交
通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十二年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた女性が受験できま
す。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県
人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」と
いう。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項
の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
なくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ
の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者につい
て行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和二年九月二十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市内

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

令和二年十月二十四日(土曜日)に山口市で行います。

(2) 体力検査

令和二年十月二十六日(月曜日)、同月二十七日(火曜日)、同月三十一日(土曜日)又は同年十一月一日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和二年十一月二日(月曜日)から同年十二月一日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわからず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年十月五日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年七月三日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年七月三日（金曜日）から同年八月二十一日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
令和二年七月三日（金曜日）午前九時から同年八月十四日（金曜日）午後五時

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第五十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

「医療法人人生山会俵山病院」 俵山四九二の一 昭和五五、七、五
「医療法人社団福寿会福永」 日置中二四九〇 昭和五七、九、二〇
「医療法人社団福寿会福永」 日置中二四九〇 昭和五七、九、二〇
「」に

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

令和二年七月三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
医療法人人生山会たわらや 長門市俵山四九二の一 昭和五五、七、五
ま介護医療院



山口県公安委員会告示第三十号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年七月三日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和二年十月七日（水曜日）の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和二年十月三十一日（土曜日）

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

検定申請書の受付期間及び時間

令和二年八月三日（月曜日）から同月七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和二年十月七日(水曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和二年十月二十四日(土曜日)

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和二年八月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。